

電波利用料制度の抜本的見直しについて (3 か年計画 IT関係 ア)

平成16年9月30日
総 務 省

1 . 電波利用料制度の概要

良好な電波環境の構築・整備を図るための行政経費に充てるものとして無線局免許人から毎年徴収する手数料(いわゆる、マンションの管理費用)(平成5年4月導入)

国

電波利用共益事務

～ 電波の秩序維持 ～

安定的な電波利用の確保

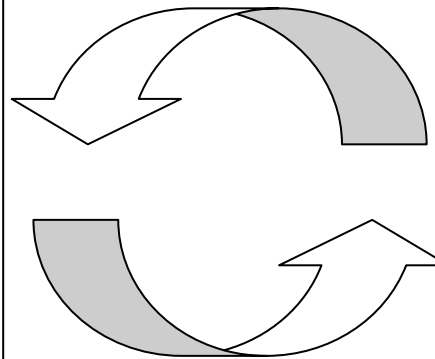
- ・ 電波監視
- ・ 無線局データベースの運用

有限な電波資源の効率的利用

- ・ アナアナ変換
(約100MHzの空き周波数を確保)
- ・ 技術試験事務
(電波の有効利用のための実用
段階の技術開発)

等

電波利用料



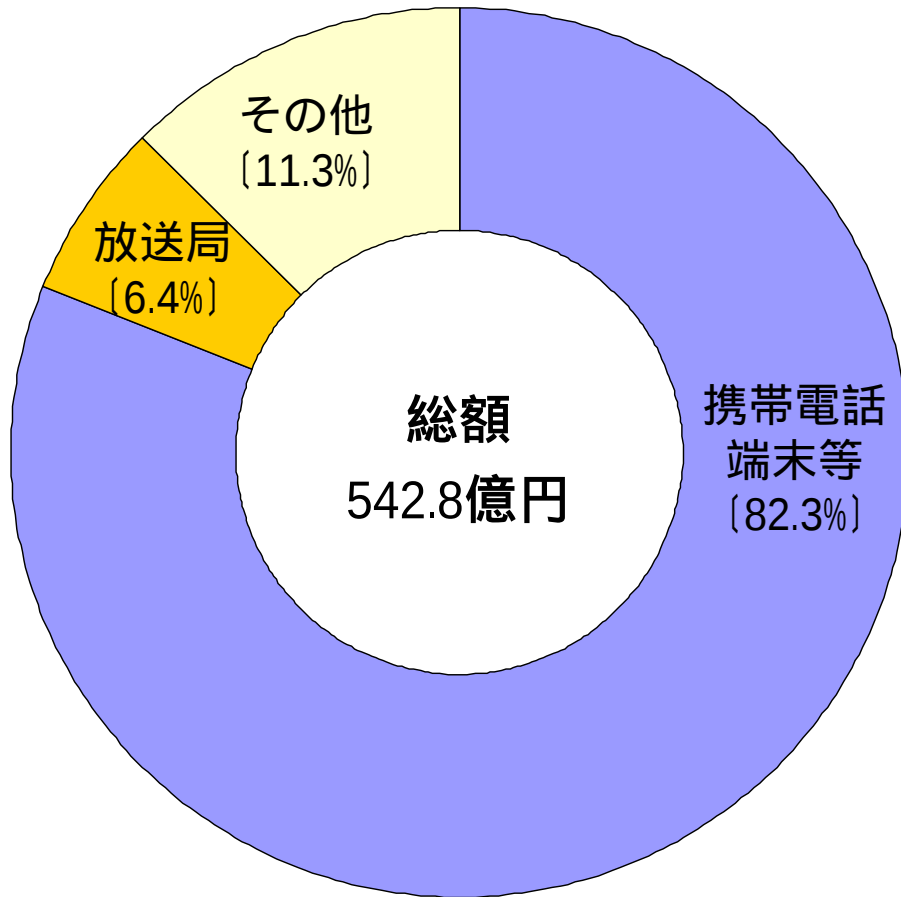
受益

無線局免許人

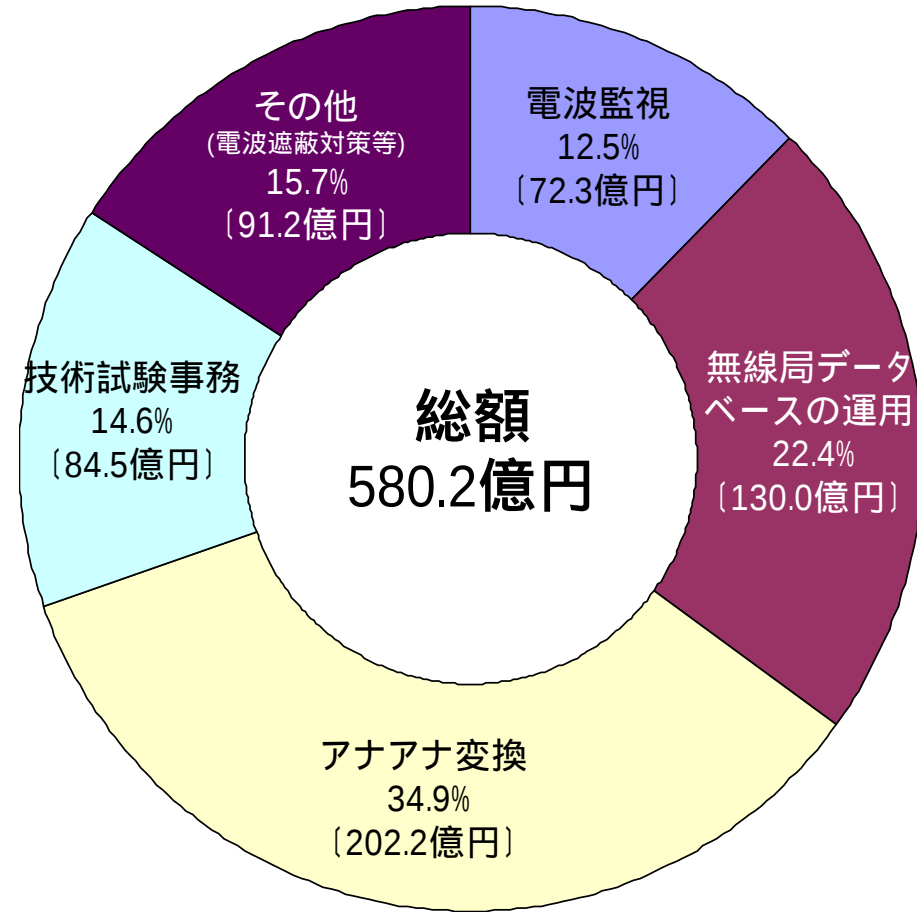
- ・ 携帯電話事業者
- ・ 放送事業者
- ・ 衛星通信事業者
- ・ 電力事業者
- ・ アマチュア無線

等

2 . 電波利用料の収支内訳



平成15年度歳入



平成16年度歳出（予算）

3．電波利用料のあり方に関する国会附帯決議

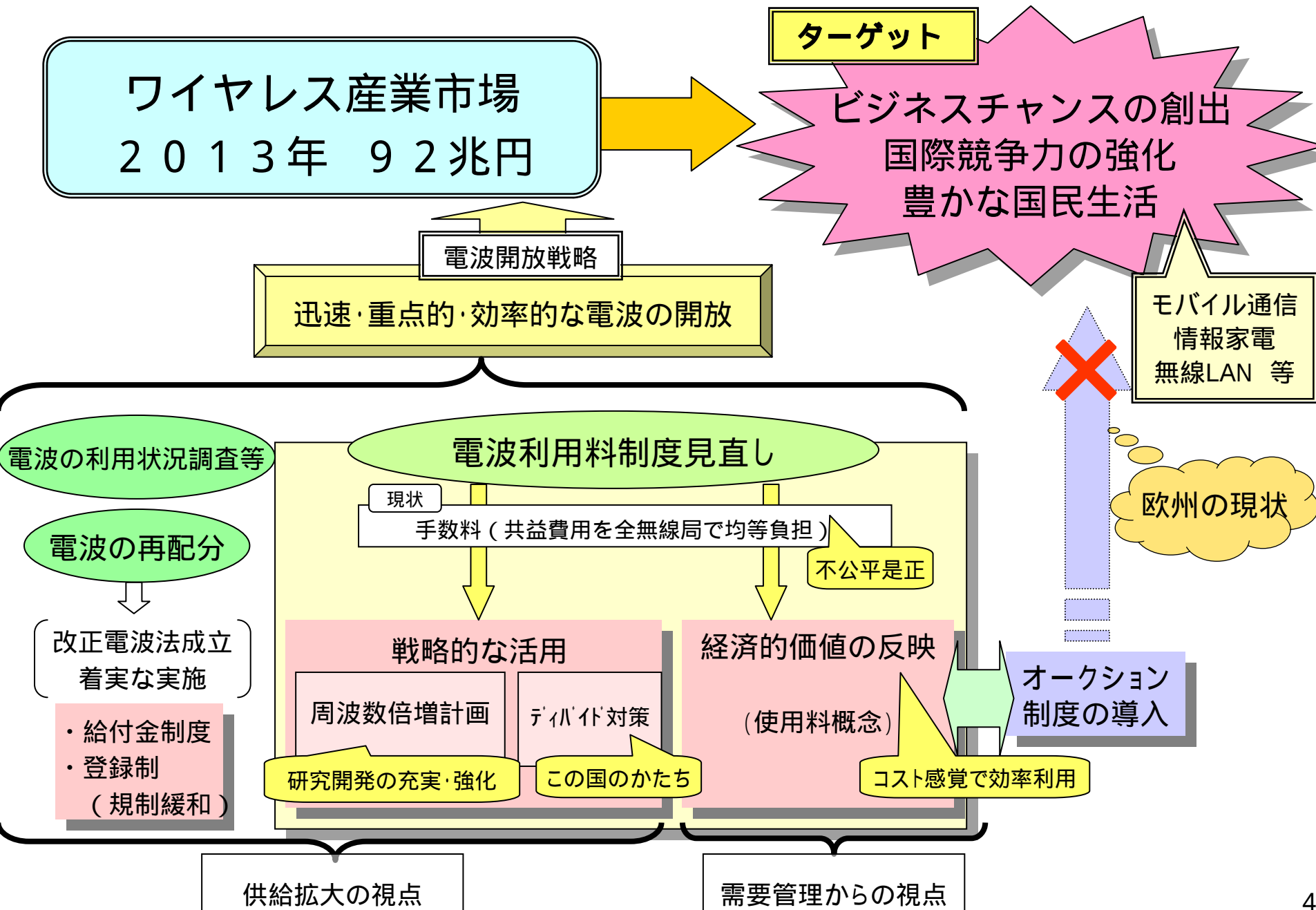
衆議院・総務委員会(平成16年4月13日)

- 三 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 四 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

参議院・総務委員会(平成16年5月11日)

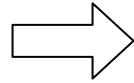
- 四 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 五 電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。

4．電波利用料見直しの視点



5 . 電波利用料の見直し

【現 状】



【見直し後】

電波利用共益費用

技術試験事務等

約85億円

拡
充

携帯電話等の不感対策

電波有効利用のための
研究開発

経済的価値(電波
の逼迫の程度、量
的要素(帯域幅、
出力)等)を勘案し
て配分。

効
率
化

電波監視

無線局データベース

アナアナ変換 等

約495億円

電波監視

無線局データベース

アナアナ変換 等

従来どおり、原
則、全無線局で
均等配分。

原則、無
線局数で
均等配分

6 . 電波利用料見直しをめぐる論点と対応

論点1: 経済的価値を考慮した 電波利用料制度の導入

料額算定の透明性を確保するため、今後、料額算定の具体化に際し、パブリックコメント募集。

論点2: 使途の拡大

徴収総額の大幅拡大の懸念に対し、使途、個別料額の法定を基本
現行共益事務の効率化を実施

〔電波有効利用のための研究開発〕

一般財源による研究開発に加え、電波利用料財源により、電波資源拡大のための研究開発(電波利用者に受益)を実施。

〔携帯電話等、電波システムの不感対策〕 (デジタルディバイド解消)

民間の通話可能地域拡大の自主的取組を補完。

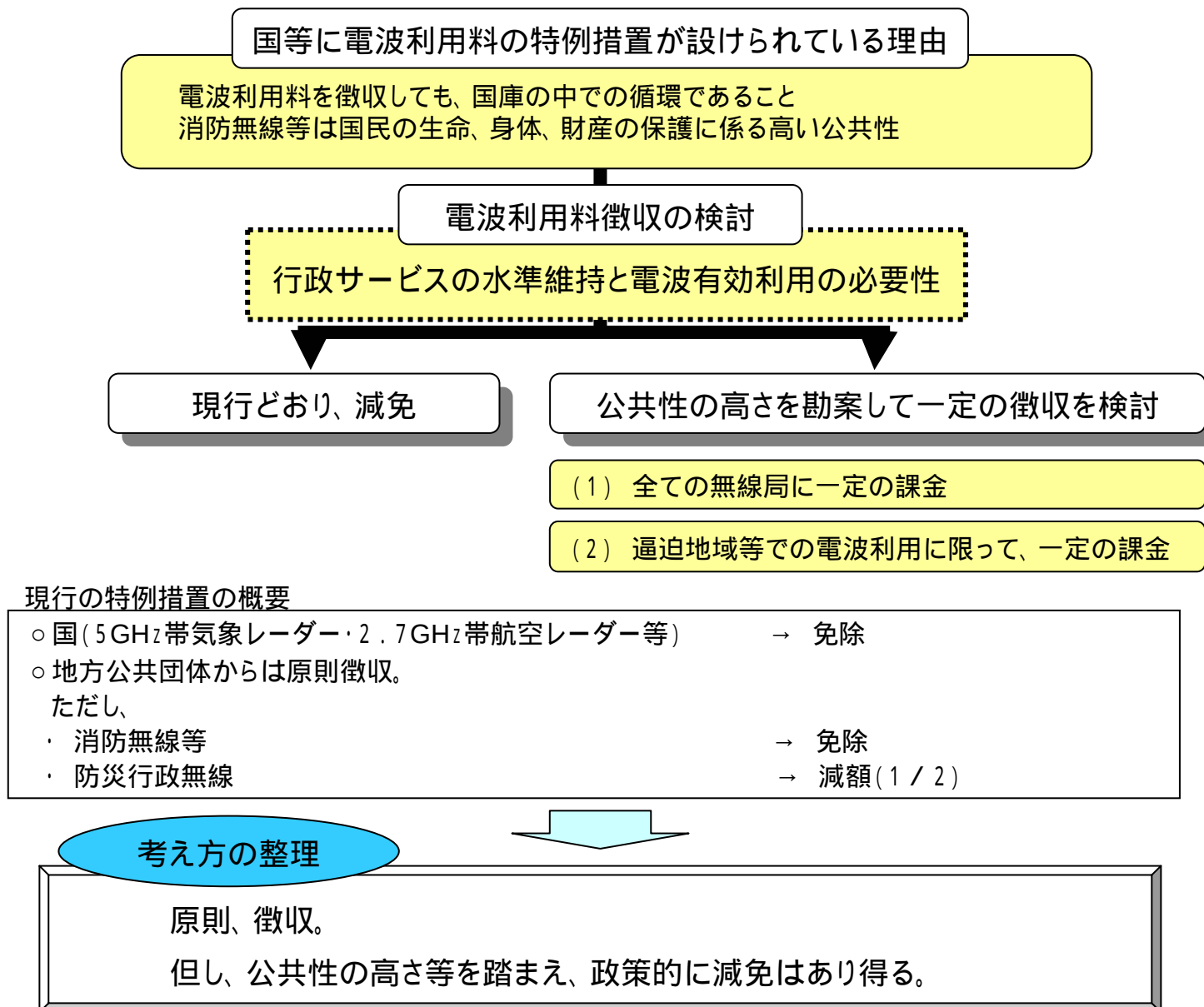
論点3: 免許不要局からの徴収の是非

- 1) 帯域非占用型の免許不要局からは徴収しない。
- 2) 帯域占用型の扱いについては、業界動向等を踏まえ、無線局管理のあり方(免許・登録・免許不要)も含め、総務省において、遅くとも年内を目途に位置付けを検討。

論点4: 国、地方公共団体からの徴収の是非

- 1) 原則徴収、例外は減免(政策的配慮)とするとの基本的な考え方を確認。
- 2) 但し、その制度化については、国及び地方公共団体による電波の有効利用努力の公表等を優先実施。その成果が不十分であれば、速やかに制度化。

7 . 国及び地方公共団体への電波利用料制度の適用について



7 - 2 . 最終報告書における整理

電波利用料徴収が必要とする意見は、国、地方公共団体(以下「国等」という。)の電波利用の実態が公表等されていないため、有効利用が図られていないとの疑念が国民に生じていることに起因していると考えられる。このことを踏まえれば、電波利用料制度の国等への導入については、その制度化を直ちに図るよりも、以下の措置を優先して講ずることがより適当。

ア) まず、国等がデジタル化の推進など電波の有効利用努力や有効利用の実態について自ら国民に説明責任を果たすことが必要である。これにより国等においても電波の有効利用への一層のインセンティブが働くことが期待される。

イ) また、ワイヤレス産業発展に必要な周波数の積極的な開放を行うには、国等の使用周波数帯の有効利用が不可欠であり、国等に対し、迅速な電波の再配分への対応や使用帯域の圧縮に協力を求めることが極めて重要な課題である。周波数再編方針においても「国等の公的機関や公益企業が使用している周波数を含め、現行の考え方にとらわれることなく、抜本的に周波数割当ての見直しを行う」とされている。

因みに、国等は、電波利用料負担の特例措置がある一方、電波再配分による給付金の支給対象とされていない。

このため、国等は国民への説明責任の充実を図るとともに、ワイヤレス産業発展のために電波再配分や使用帯域の圧縮等に関して積極的な協力を進めることが官民双方にとって有意義であることから、当面は、これらの取り組みを優先して、国等による電波の有効利用の促進を図ることが適当。

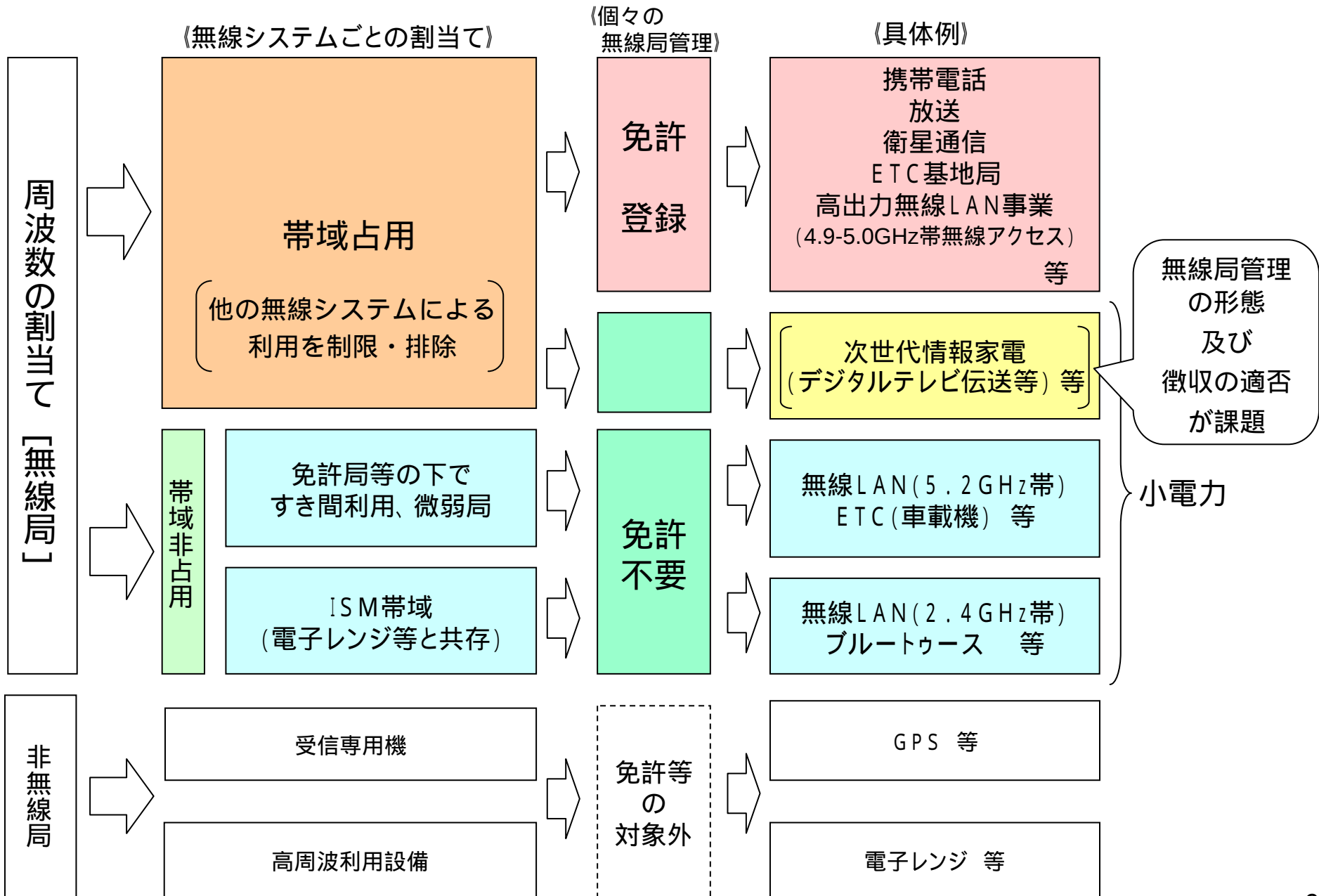
上記の国等による今後の取組みを踏まえた上で、仮にその成果が十分でなく、電波利用料を課さないことが電波有効利用の阻害要因になっていると認められる場合に、その段階で速やかに国等からの電波利用料徴収の制度化を図ることが適当。

なお、国等の電波の有効利用努力の国民への説明については、既に国等を含めた電波の利用状況に関する評価公表制度が導入されていることから、これを十分に活用することとし、国の安全確保等に適切に配慮しつつ、一層の情報公開を進めることが必要である。

さらに、この制度による評価に基づき透明かつ公平な手続きにより電波の迅速な再配分の実施や使用周波数帯域の圧縮等を求めていくための具体的な実施方策については、新たな電波利用料制度の具体化に併せて国民に明らかにする必要がある。

(参考:免許不要局
の扱い)

無線システムの区分イメージと具体例



帯域占用型に関する議論の整理

	免許・登録局と位置づける場合	免許不要局と位置づける場合
無線局管理のあり方	新産業育成等の観点から、免許局としての地位を付与することで、一定の帯域の占用を認め、電波監視等の保護等を与えることが適当。	自由な電波環境を大切にする等の観点から、免許不要局と位置づけることが適当。
徴収の適否	新産業育成等の観点から、料額について、政策的な減免措置の是非。	a) 負担の公平性や有効利用等の観点から、徴収が適当。 但し、徴収方法に課題 b) 新産業の育成等の観点から、非徴収が適当。